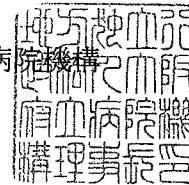


府病本第 1623 号

令和 5 年 12 月 25 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

出資等に係る不要財産の納付について（申請）

地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項及び同法施行令第 8 条第 1 項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

- 1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
土地 大阪市東成区中道一丁目 17 番 10 748.54 m²
- 2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
旧成人病センターの移転改築及び事業用定期借地権設定契約の解約に伴い、既存の土地が不要となるため。
- 3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額
別表のとおり
- 4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
別表のとおり
- 5 現物による出資等団体への納付の予定時期
令和 6 年 4 月予定（別途調整）
- 6 その他必要な事項
なし

※添付：図面（土地・建物がわかるもの）

別表

資産の種類	所在地	面積	取得の日における 帳簿価額 (円)	申請の日における 帳簿価額 (円)	不要財産の取得に 係る出資又は支出 の額 (円)	その他の内容
土地	大阪市東成区中道一丁目17番10	748.54 m ² ※1	229,053,715 ※2	229,053,715 ※2	229,053,715	現物出資

※1 納付済の旧成人病センターの土地 (22,271.69 m²) を除く面積 (参考：出資した土地面積 23,020.23 m²、金額：7,044,205,000 円)

※2 帳簿価額については、面積按分により算出 (7,044,205,000 円 × 748.54 m² / 23,020.23 m²)